

新潟市自動体外式除細動器(AED)貸出事業の廃止について

市民が参加するイベント等の主催者を対象に、AEDの貸し出しを行っております「新潟市自動体外式除細動器(AED)貸出事業」について、公共施設等へのAED設置が進んできたことから、令和3年3月31日を以って廃止することとなりました。

ご利用いただいていた皆様には大変ご不便をおかけしますが、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

貸出終了日 令和3年3月31日

貸出終了後のご案内

短期レンタルを活用

AEDの短期間のレンタル(有料)を実施している民間事業所があります。
詳しくは、検索サイトで「AED短期レンタル」と検索してください。

AEDの購入を検討

新潟市では、町内会や地域コミュニティ協議会などのコミュニティ組織が行う地域活動に対して、設備整備費用の一部を補助する制度があります。

詳しくは、新潟市ホームページで「設備整備補助」と検索してください。

もしもの時は119番通報

イベント開催中、参加者に危険な症状が現れた場合は、すぐに救急車を呼びましょう。

にいがた救命サポーター制度

心停止が疑われる119番通報時に、消防指令管制センターの指導で、通報場所近くの登録事業所の方からAEDを届けてもらう又は借りに来た人にAEDを貸出してもらい、救急隊が到着する前に、一刻も早く電気ショックを行ってもらう制度です。

詳しくは、検索サイトで「にいがた救命サポーター」と検索してください。

問い合わせ先

新潟市 保健衛生部 地域医療推進課 ☎025-212-8018